

「商品C F D取引約款」新旧対照表

平成25年2月25日

(下線部分改正)

新	旧
<p>第12条（取引価格）</p> <p>1. 取引価格は対象となる原資産が取引所<u>または</u>インターネット市場において取引されている最新の価格を参照し、当社が対お客様向けに算出するものとします。</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において取引所<u>または</u>インターネット市場において取引されている価格から<u>1%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。<u>なお、当社の価格情報の配信元からの情報の伝達遅延、誤謬又は欠陥により誤った価格が配信された場合であって、その価格を当社が取引価格の算出に用い、明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。</u></p> <p>以上</p>	<p>第12条（取引価格）</p> <p>1. 取引価格は対象となる原資産が取引所<u>及び</u>インターネット市場において取引されている最新の価格を参照し、当社が対お客様向けに算出するものとします。</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において取引所<u>及び</u>インターネット市場において取引されている価格から<u>5%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。</p> <p>以上</p>